

令和6年度第2回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年5月8日（水）  
午後1時25分～午後2時55分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 19人  

|      |     |       |     |       |  |
|------|-----|-------|-----|-------|--|
| 会 長  | 23番 | 長谷 幹夫 |     |       |  |
| 会長代理 | 24番 | 金木 洋子 |     |       |  |
| 委 員  | 1番  | 各川 豊章 | 2番  | 茂 清志  |  |
|      | 5番  | 中村 敏  | 6番  | 大道 勝則 |  |
|      | 8番  | 北森 康雄 | 9番  | 坂井 義彦 |  |
|      | 10番 | 森川 重光 | 11番 | 北山 久雄 |  |
|      | 13番 | 森田 高雄 | 14番 | 杉林 清則 |  |
|      | 15番 | 熊南 昭浩 | 16番 | 山崎 修  |  |
|      | 17番 | 西田 清範 | 18番 | 林 作三  |  |
|      | 19番 | 古田 茂  | 20番 | 大橋 芳信 |  |
|      | 21番 | 山崎 巖  |     |       |  |
4. 欠席委員 5人  

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 3番  | 加藤 輝夫 | 4番  | 国谷 晃 |
| 7番  | 木下 幸雄 | 12番 | 岡上 隆 |
| 22番 | 金田 修一 |     |      |
5. 当初議題

|         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 議案第6号   | 農地法第3条の規定による許可申請について                      |
| 議案第7号   | 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について           |
| 議案第8号   | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第9号   | 非農地証明書の交付について                             |
| 報告事項第5号 | 農地法第3条の3の規定による受理について                      |
| 報告事項第6号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                    |
| 報告事項第7号 | 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について       |
| 報告事項第8号 | 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて                 |
6. 追加議題 議案第10号 農業委員の辞任

## 議 事

事 務 局     本日の月次総会につきましては、加藤委員、国谷委員、木下委員、岡上委員、金田委員から欠席届があり、13時25分現在、出席委員数は19名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長        それでは、ただ今より令和6年度第2回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長        それでは、議事に入ります。  
本日は、議案4件、報告事項4件がございます。  
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長        それでは、私の方から指名させていただきます。5番中村委員、6番大道委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長        それでは、議案の審議に入ります。  
議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします

事 務 局     議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第6号議案位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから7ページまでです。

今回の申請件数は、19件で、申請面積は67,589.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家です。申請農地付近にある作業施設を拠点に、ブルーベリーを栽培予定です。譲受人は農業経験がないとのことですが、これまで出会った農業経営者や譲渡人からの情報を活用しながら、耕作を行いたいとのことです。

2番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請地ではハウレンソウを栽培する予定です。

3番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請地では水稻を栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

4番、5番、6番は、同一の譲受人です。相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家です。申請地ではブドウを栽培予定です。譲受人は、●●で基礎的な農業知識を学んだ後、○○でブドウ栽培の技術を習得しており、令和6年3月に認定新規就農者の認定を受けております。なお、同一区画内の一部に利用権を設定する筆がありますので、そちらは後ほど議案第8号でご説明いたします。

7番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請地では水稻を栽培する予定です。

8番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者で、申請農地の付近にある農機具格納庫を拠点に、ブルーベリーを栽培する予定です。なお、令和6年3月5日総会時に申請農地の周辺農地35筆分及び令和6年4月5日総会時に3筆分について許可済みです。

9番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣に住む新規農家です。申請地では自家消費用の野菜の大根、白菜、キャベツなどを栽培する予定です。

10番は、高齢のため、父と息子との間で50年間の使用貸借権を設定するものです。借人は2年間、先進農家で研修した経験を活かし、耕作を行いたいとのことです。申請地では白ネギ、イチジク、ブルーベリーなどを栽培する予定です。

議案書5ページをご覧ください。

11番、12番は、同一の譲受人です。経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請地では水稻を栽培する予定です。

13番は、労働力不足のため、贈与により父から子の妻へ所有権を移転するものです。申請地ではトマト、ナス、大根を栽培する予定です。

議案書6ページをご覧ください。

14番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地では、キャベツ、白菜、ブロッコリーなどを栽培する予定です。

15番は、相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するもの

です。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地では、水稻と大根を栽培する予定です。

16番は、相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。家庭菜園の経験を活かし、申請地では、大根を栽培する予定です。

17番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

18番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地では、大豆と大麦を栽培する予定です。

議案書7ページをご覧ください。

19番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地を耕作する農地所有適格法人です。申請地では水稻、大麦、大豆を栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

△△委員 11番、12番の申請で、受人が自作地34,627㎡に対して、貸付地が42,209㎡と貸付地が自作地を上回っているのに、なぜ、新たに3町程度の農地を取得するのかがわからない。

事務局 11番、12番の案件につきましては、経営面積の内容等を把握しておりませんので、次回の月次総会までに調査し、報告させていただきたいと思います。

▲▲委員 1番の申請について、農地と住所地との間に相当の距離があると思われるが許可の際の支障にならないのか。また、農地を取得する際に、在留資格の種類や目的については、確認するのか。

事務局 お住いの場所から農地までの距離が離れていますが、申請された農地の近くに農作業用機械の格納庫をお持ちであるため、支障としないと判断させていただきました。

また、住民票で在留資格等の確認をさせていただいており、農地取得に関し、国籍や在留資格の制限はありません。

▲ ▲ 委 員      仮に許可申請をされた外国籍の方の在留期間が3年として、次の在留期間の更新の際に更新できなかった場合、3条の許可はどのように扱われるのか。

事 務 局      今回の申請者は、中長期在留者であるわけですが、以前から、射水市において、中古自動車販売業の実績があり、直近にも3年間の在留期間を更新し、2027年6月30日までの資格を確認しています。  
一度許可をすると再度審査はありませんので、農地を耕作していただけるよう指導していきたいと考えております。

□ □ 委 員      譲受人は、すでに10年以上日本に移住しており、その奥さんは母国へ帰国することはないと言っております。

会      長      他に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会      長      異議なしとのことでありますので、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会      長      続きまして、議案第7号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局      議案第7号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は8ページから12ページになります。

今回、4条申請は、0件、5条申請は11件、合計面積は18,937.00㎡です。それでは、議案書9ページをご覧ください。5条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

5条申請1番は、蜷川地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の■■■は、主に不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、コロナ禍からの経済回復基調もあり飲食店の来客数が増加し、これに伴い駐車場が不足するため、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案

件となります。

5条申請2番は、八幡地区において、駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は障害福祉サービス事業を行っており、施設の駐車場が不足していることから、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請3番は、水橋東部地区において、農業用施設を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地は、現在まで営農組合の施設用地として使用しておりましたが、相続の手続きの際、地目を調査したところ、地目が田であることが分かり、今回地目を是正するため申請されたものでございます。申請地は、既に雑種地化されており、始末書の添付がございます。申請地は、農用地区域内農地に指定されていることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請4番は、大沢野地域大久保地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の◇◇は主に、電気工事業、土木工事業等を行っております。転用の概要といたしましては、業績が順調に伸びており既存の資材置場では手狭であることから、資材置場拡張のため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書10ページをご覧ください。

5条申請5番は、大沢野地域船峠地区において、作業場及び駐車場等を整備する計画でございます。申請人の◆◆は、主に金属加工等を行っております。転用の概要といたしましては、既存の敷地は借地であり、今回借地の返却に伴い、工場の移転が必要となったことから隣接地において駐車場等を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請6番は、八尾地域杉原東部地区において、農家分家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内の共同住宅にて生活をしておりますが、実家の農業を継ぐため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため、今回申請されたものでございます。申請地は鉄道の駅から300メートルの範囲内にあることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番も、八尾地域杉原東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内の共同住宅にて生活をしておりますが、相互扶助のため、実家の隣接地において住宅建築のため、今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請8番も、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内の共同住宅にて生活をしておりますが、実家の農業を継ぐため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請9番は、婦中地域鵜坂地区において、駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人の▽▽は、主に住宅の建築工事を行っておりますが、受注が増加しており、来客用駐車場と従業員駐車場が不足することから、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請10番は、婦中地域鵜坂地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の▼▼は、主に情報処理サービス、ソフトウェアの開発等を行っております。転用の概要といたしましては、経営規模拡大となることから、令和6年から既存敷地内に新たに事務所を設けることとなり、駐車場が不足することとなるため、隣接地において新たに駐車場を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は鉄道の駅から500メートル以内の農地については、農地区分第2種農地、許可基準は代替可能性なしであります。また鉄道の駅から300メートル以内についての農地は、農地区分第3種、原則許可案件となります。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請11番は婦中地域音川地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内の共同住宅にて生活をしておりますが、相互扶助に適した実家に近い申請地において住宅建築のため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地でありますので、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第7号農地法第4号第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第8号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、21ページ66番は、★★委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第8号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、13ページから30ページです。

議案書13ページをご覧ください。

今回の申請件数は106件あり、年区分は、1～2年が7件、3～5年が29件、6～9年が11件、10年以上が59件です。設定面積は、541, 540. 55㎡です。

14ページ1番から18ページ40番までは、農地中間管理機構を通すものです。19ページ41番から30ページ106番までが相対です。

新規農家が3件あります。

28ページの100番から30ページの104番は、建築工事の設計、監理業務を営む☆☆が、新規事業として農業に参入するものです。主に米の栽培を予定しており、地域の雇用創出や高齢者の生きがいくくり等、農業を通じて地域の活性化に取り組んでいく予定です。

農機具については、取締役の♣♣氏がコンバイン（2条刈）1台、

トラクター（２４馬力）１台、田植機１台等を所有しており、法人に貸し出す予定としております。販売先は、□□を予定しております。

３０ページの１０５番は、３年前から町村地内で野菜の無農薬栽培を行っておられる本人が、循環型農業を目指し、にんにく、大根、大かぶ、カボチャ等の栽培を行うものです。

農機具については、トラクター１台（１５．５馬力）、タイヤショベル１台（２８馬力）、軽トラック１台等を所有しており、販売先は地場もん屋総本店を予定しております。

同ページの１０６番は、先にご説明しました議案第６号の４番から６番と同一案件です。農機具については、軽トラック１台を所有しており、今後、果樹棚や灌水装置等を購入する予定としております。販売は、消費者へ直接販売を予定しております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、６６番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、６６番を除き、異議については、ないものといたします。続きまして、６６番について審議いたしますので、★★委員は退室をお願いします。

（★★委員退室）

会 長 それでは、６６番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、６６番について、異議はないも

のいたします。★★委員は入室をお願いします。

(★★委員入室)

会 長 改めまして、異議なしとのことですので、議案第 8 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第 9 号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 9 号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。  
非農地証明につきましては、お配りしております富山市農業委員会非農地証明事務処理要領をご参照ください。

議案書の、31 ページ、32 ページをご覧ください。

非農地証明は主に、その土地が山林の様相を呈している場合や、自然災害により農地性を喪失し、復元することが著しく困難な場合など、農地法の適用を受けない農地とすることを目的としております。

今回、申請のありました農地につきましては、農用地区域外及び市街化区域外の遊休農地の内、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の 1 つに合致しております。

1 番については、4 月 26 日に農業委員等と事務局が現地確認を行い、現地は不整形かつ狭小な傾斜地であり、今後農地としての利用は困難であることを確認しております。

2 番については、4 月 24 日に農業委員等と事務局が現地確認を行い、現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

3 番については、4 月 25 日に農業委員等と事務局が現地確認を行い、現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第9号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 ここで追加議案として、議案第10号農業委員の辞任について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただいま説明のありました農業委員の辞任について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、農業委員の辞任について同意することとよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第10号農業委員の辞任について、同意することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、  
第5号 農地法第3条の3の規定による受理について  
第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第7号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について  
第8号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第5号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、33ページから36ページです。今回の受理件数は17件で、すべて相続により所有権を取得したものです。以上でございます。

報告事項第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、37ページから51ページ

ージです。解約件数は31件で、解約面積は165,528.45㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。以上でございます

報告事項第7号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案の52ページから58ページまでをご覧ください。今回の受理件数は、4条が5件、5条が15件、合わせて20件、合計面積は9,215.91㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは55ページの5条の1番、3番の計2件でございます。以上でございます。

報告事項第8号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書の59ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和6年3月12日に農地法5条の所有権移転で届出されましたが、共同住宅建築について近隣住人による反対意見があるため取り消すものです。以上でございます。

会 長      ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長      特に何もありませんので、これをもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長      次に、協議・報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(令和6年度最適化活動目標について事務局説明)

会 長      ただ今、説明がありました令和6年度最適化活動目標について、ご意見がありましたら、承りたいと思います。

会 長      本年度における最適化活動については、事務局から説明のありました目標とし、その達成に向けて、できる範囲内で取り組むこととしたいと思いますので、ご協力をお願いします。

会 長      最後に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長      ただ今、説明がありました連絡事項やその他について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これをもちまして、連絡事項の議案審議を終了します。

会 長 それでは、令和6年度第2回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。